

しずおか農林水産物GAP認証制度

認証基準〔区分：畜産物〕

策定主体：静岡県

策定年月日：令和7年9月29日（最終改訂年月日：令和7年9月29日）

共通項目

1 農場管理の見える化

1	しずおかGAP適用範囲の明確化	しずおかGAP認証の適用範囲を明確にするために、以下の最新情報を文書化している。 (該当しない場合は「該当なし」にチェックする) (1)農場(農場名、所在地、連絡先) (2)しずおかGAP対象品目 (3)認証の対象とする工程(飼養・畜産物取扱い工程、自給飼料生産工程) (4)畜舎/草地等(識別できる名称、飼養畜種/栽培作物、(床)面積、収容頭羽数) (5)畜産物取扱い施設(施設名、取扱い品目) (6)倉庫・保管庫(動物用医薬品、飼料、農薬・肥料等の資材、燃料、機具・機械等の保管場所) (7)外部委託先(名称、委託範囲、所在地、連絡先) (8)家畜排せつ物の管理施設(施設名、床面積、処理方法)
2	地図の整備	リスク評価に活用するために、少なくとも以下の情報を記載した地図を作成している。 (1)畜舎/草地等 (2)畜産物取扱い施設 (3)倉庫・保管庫 (4)廃棄物保管場所(家畜の死体・家畜の排せつ物処理施設を含む) (5)生産工程で利用する水源、貯水場所、給水場所(自給飼料生産工程における給水場所) (6)農場周辺の畜産関連施設(畜産農場、堆肥置き場、と畜場、渡り鳥が飛来する池・湖など)
3	生産計画の立案	以下の項目を含む生産計画を立て、文書化している。 (1)品目ごとの生産見込量(①出荷頭羽数、②生乳出荷量、③出荷鶏卵数、④自給飼料の生産量 など) (2)生産性等に関する目標(①平均受胎率の向上、②1頭当たり乳量、乳質の向上、③1日当たり増体量の向上、④1腹当たりの産子数及び出荷頭数の向上、⑤飼料要求率の改善 など)
4	記録の保管	農場管理の改善のために、各チェック項目で求めている記録について、以下に取り組んでいる。 (1)過去2年分以上の記録の保管(初回審査又は版の変更により新しく要求された記録の場合は、審査日からさかのぼって3か月分以上の記録の保管。初回審査後の継続した記録の保管) (2)2年を超える保管期限を法令又は顧客に要求されている場合には、その要求に従った記録の保管 (3)必要な時にすぐに関覧できる状態の維持
5	苦情・事故・ルール違反への対応	適切な農場管理を実践するために、農場への苦情や農場内での事故、ルール違反があった場合、以下の内容を記録している。 (1)発生日(事後に事故やルール違反が発覚した場合も同様) (2)記録日 (3)記録者 (4)苦情・事故・ルール違反の内容 (5)応急対応 (6)発生原因 (7)再発防止に向けた是正処置 (8)農場責任者による是正処置確認日

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準〔区分：畜産物〕

2 経営者の責任

6	責任者の明確化	しずおかGAPに基づく適切な農場管理を行うための組織体制として、経営者は、少なくとも以下の責任者を文書化し、農場内に周知している。 (1) 経営者 (2) 農場の責任者 (3) 商品管理の責任者 (4) 飼養管理の責任者 (5) 動物用医薬品管理の責任者 (6) 飼料管理の責任者 (7) 家畜排せつ物処理の責任者 (8) 労働安全の責任者 (9) 労務管理の責任者
7	農場の責任者の責務	a. 経営者は、農場の責任者(チェック項目6)に農場管理に関する権限を与えている。 b. 農場の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) しずおかGAPチェック項目の理解、認証基準に関する最新情報(改定等)の把握 (2) しずおかGAPに関する文書の改定について把握し、関係する責任者に周知
8	方針の策定・共有	しずおかGAPに基づく適切な農場管理を組織全体に定着させるために、経営者は、しずおかGAPの取り組みに必要な農場管理の方針を文書化し、農場内に周知している。
9	自己点検の実施	農場管理の改善のために、以下のことを年1回以上実施し、記録している。 (1) しずおかGAPを理解した者による、すべてのチェック項目についての自己点検 (2) 自己点検の結果、不適合だった項目の改善
10	経営者による改善	a. 農場管理の改善のために、経営者は、以下の情報から農場管理の仕組みを年1回以上見直し、必要に応じて該当する責任者へ改善を指示している。 (1) 自己点検(チェック項目9)結果(団体の場合には内部監査結果) (2) 商品の苦情情報(チェック項目28) (3) 外部審査の結果 (4) 苦情・事故・ルール違反情報(チェック項目5) (5) 適用範囲の変更点(チェック項目1) b. 経営者は、上記a.の見直し結果及び該当する責任者への改善指示を記録している。 c. 経営者は、食品安全・家畜衛生・労働安全・環境保全・人権の尊重・アニマルウェルフェアについて農場全体での意識の醸成を図っている。
11	しずおかGAP認証マークの適切な使用	しずおかGAPに関する適切な表示をするために、しずおかGAP認証マークの使用に際しては、関係する要綱及び要領、規定等を遵守している。
12	知的財産の管理	知的財産を保護するために、以下に取り組んでいる。 (1) 他人の知的財産を侵害しないこと (2) 自分の知的財産となる開発した技術・品種・商標等がある場合、それらの活用(権利化、秘匿、公開)

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準【区分：畜産物】

3 人権の尊重と労務管理

13	労務管理の責任者の責務	a. 労務管理の責任者(チェック項目6)は、農場内部の職場環境・福祉・労働条件管理の業務を統括している。 b. 労務管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) しずおかGAPチェック項目の理解、認証基準に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 人権の尊重及び労務管理に関する知識の向上
14	労働力の適切な確保	労働者の人権に配慮した適切な労務管理のために、以下に取り組んでいる。 (1) ①から⑨が記載された労働者名簿の整備 ①氏名 ②生年月日 ③履歴(雇用前の経歴や社内の人事異動など) ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類(労働者数常時30人未満の事業所は不要) ⑦雇入年月日 ⑧退職の年月日及びその事由(解雇の場合はその理由) ⑨死亡の年月日及びその原因 (2) 守秘義務を遵守した個人情報の管理 (3) 外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることの確認 (4) 法令(労働基準法)に準拠した年少者の雇用
15	労働条件の提示	a. 使用者は、労働者に対して、就労前に以下に示す労働条件を文書で示している。 (1) 従事する業務内容と就業する場所 (2) 労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項 (3) 労働する時間、休憩時間、休日 (4) 賃金とその支払方法及び支払い時期 (5) 退職に関する事項(雇用の解除に関する権利、解雇の条件等) b. 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。
16	労働条件の遵守	労働者の人権に配慮した労働条件を確保するために、以下に取り組んでいる。 (1) 労働者の労働時間、休日、休憩は法令を遵守すること (2) 労働者の賃金は、法令で定められた最低賃金を下回らないこと (3) 深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金は法令を遵守すること (4) 労働者の賃金は、チェック項目15で定めた労働条件に従った一定期日での支払い (5) 賃金から不当又は過剰に控除していないこと ※社会保険労務士から確認を受けている場合は、そのことが分かる書類を提示することにより適合確認可
17	強制労働の禁止	労働者の人権を確保するために、以下のことが起きないように対策を実施している。 (1) 人身売買、奴隷労働及び囚人労働を利用した労働力の確保 (2) 労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体的自由を不当に拘束する手段による労働者の意思に反した労働の強制 (3) 労働者の移動の自由の制限 (4) 労働者の身分証明書、入国管理書類、労働許可証、渡航文書などの個人的な書類や貴重な所持品の没収あるいは保管
18	使用者と労働者のコミュニケーション	労働者の労働条件・労働環境の改善を図るために、以下に取り組んでいる。 (1) 使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について労働者が意見を伝えやすい環境を整えて意見交換を実施し、実施内容を記録すること (2) 使用者と労働組合又は労働者の代表者との間で自由な団体交渉権が認められており、締結した協約又は協定がある場合にはそれに従っていること
19	差別の禁止	労働者の公正な扱いのために、雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準〔区分：畜産物〕

4 教育訓練・入場者への注意喚起

20	作業員への教育訓練	作業員が農場のルールを把握し、作業に必要な力量を身に着けるために、チェック項目6で定めた各責任者は、それぞれの担当分野の教育訓練について、以下に取り組んでいる。 (1) 農場のルールに則した内容の教育訓練 (2) 作業員に外国人がいる場合には、その作業員が理解できる言葉や表現(絵等)を用いた教育訓練 (3) 作業員の役割と責任の周知 (4) 責任者による農場のルールを遵守していることの日常的な確認(毎日、週1回等) (5) 上記(1)(2)について、①から④の情報を含む教育訓練の記録 ①実施日 ②参加者 ③教育訓練の内容 ④教育訓練に使用した資料
21	公的な資格の保有又は講習の修了	法令により、資格の保有又は講習等の受講が義務付けられている作業を担当する作業員は、必要な講習等の受講や試験に合格していることを証明できる。
22	入場者に対する注意喚起	a. 以下について入場者が守るべき農場のルールを文書化し、入場者に注意を喚起している。 (1) けが・事故防止 (2) 食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア (3) 環境への配慮 b. 入場者に外国人がいる場合には、その入場者が理解できる言葉や表現(絵等)でルールを伝えている。

5 外部組織の管理

23	外部委託先との合意	外部委託先と以下の内容について合意を得ており、文書化している。 (1) 合意した日付 (2) 合意した者の名称(農場及び外部委託先双方の名称、代表者氏名、所在地) (3) 外部委託する作業の範囲 (4) 外部委託する作業における、食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア・労働安全に関する農場が定めたルール (5) 上記(4)について農場が定めたルールに従うこと (6) 合意内容に違反した場合の対応 (7) 外部から審査を受ける可能性があること、及び不適合がある場合には是正処置を求める可能性があること
24	外部委託先の点検	外部委託先に対し、外部委託する業務における、食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア・労働安全に関する農場が定めたルールの適合状況を、年1回以上点検し、以下を記録している。 (1) 外部委託先の名称 (2) 確認の実施日 (3) 確認者の名前 (4) 不適合事項 (5) 是正処置などの対応 ※外部委託先がJGAP認証を受けている場合、農場はその認証書の適用範囲や有効期限等を確認することによって外部委託先の点検を省略しても良い。

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準 [区分：畜産物]

6 商品管理

25	商品管理の責任者の責務	a. 商品管理の責任者(チェック項目6)は、以下の業務を統括している。 (1) 商品の種類・規格の管理(品目・品種・飼養管理等) (2) 数量・重量を含む商品仕様 (3) トレーサビリティの管理 (4) 商品の安全や品質の確保 (5) 商品に関する苦情・異常及び商品の回収への対応 b. 商品管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) しずおかGAPチェック項目の理解、認証基準に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 商品管理に関する知識の向上
26	トレーサビリティの確保	a. 出荷した生産物から以下の記録を確認できるトレーサビリティの仕組みがある。 (1) 農場 (2) 品目 (3) 出荷先 (4) 出荷日 (5) 出荷数量 (6) チェック項目84の家畜の識別記録 (7) 出生日又は導入日・導入元 (8) 給与した飼料 (9) 治療・投薬の記録 b. 上記a.のトレーサビリティの仕組みを年1回以上確認(トレーステスト)し、必要に応じて仕組みを見直している。
27	商品の苦情・異常への対応手順	a. 商品に関する苦情・異常への適切な対応及び再発防止のために、以下の項目を含む対応手順を文書化している。 (1) 商品の苦情・異常の発生状況の把握 (2) 商品管理の責任者への連絡・報告(影響を及ぼす範囲の把握を含む) (3) 応急対応(影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、不適合品の処置等を含む) (4) 原因追及 (5) 再発防止に向けた是正処置 (6) 法令違反があった場合の認証機関への報告 b. 文書化した手順は、年1回以上、見直している。
28	商品の苦情・異常への対応記録	a. 商品に関する苦情・異常が発生した場合、チェック項目27の手順に従って対応したことを記録している。 b. 記録には、苦情・異常の発生日(連絡日)、記録日、記録者、商品管理の責任者による確認日を記載している。

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準 [区分：畜産物]

7 生産工程におけるリスク管理

29	生産物の理解	チェック項目31のリスク評価の参考とするために、認証の対象となる生産物について、後工程(出荷先、加工工程)での取扱いを想定して食品安全に留意すべき点を説明できる。
30	工程の明確化	a. 生産物ごと、又は類似するグループごとに以下を文書化している。 (1) 作業工程 (2) 工程で使用する主要な資源(導入家畜、水、飼料、敷料、動物用医薬品、設備・機械、運搬車両、資材、掃除道具、工具等) b. 各工程が、現状と合っているか現場で確認している。
31	リスク評価の実施	チェック項目30で文書化した各工程について、以下に取り組んでいる。 (1) 食品安全及び家畜衛生に関するリスクを抽出して重要性を評価し、リスクを予防・低減するための対策の文書化 (2) 現場の状況が反映されていることを確実にするために、責任者と作業者による共同での実施
32	畜産特有のリスク	該当する場合、チェック項目31のリスク評価には以下を必ず評価の対象としている。 ＜食品安全リスク＞ (1) 畜産物への病原微生物の汚染 (2) 抗菌性物質・農薬など化学物質の残留 (3) 注射針の残留、異物混入 ＜家畜衛生リスク＞ (1) 病原微生物の侵入・感染 (2) 殺虫剤・殺鼠剤・消毒薬・農薬など化学物質の誤食 (3) 飼料(放牧地含む)への有毒植物の混入 (4) 不適切な設備等による負傷
33	放射性物質への対応	放射性物質により汚染された生産物を出荷しないために、以下に取り組んでいる。 (1) 認証の対象品目に対して、農場がある地域に関する法令・行政機関からの指示の有無の確認 (2) 指示がある場合は、指示に基づく対応
34	対策・ルールの周知・実施・確認	a. チェック項目31で文書化したリスクを予防・低減するための対策について、責任者による作業者への対策の教育訓練を行い、対策を実施している(新人の配置及び対策・ルール変更時には必ず実施すること)。 ※チェック項目20に基づき記録 b. チェック項目31で重要性が高いと評価したリスクについて、対策を強化するために以下に取り組んでいる。 (1) 作業者が理解できる具体的なルールの文書化(図、映像を含む) (2) 責任者による作業者へのルールの教育訓練及び実施(新人の配置及び対策・ルール変更時には必ず実施すること) (3) 責任者による遵守状況の定期的な確認とその記録
35	リスク評価等の見直し	チェック項目30、31、34で文書化したリスク評価・対策・ルールについて、以下を実施したことを記録している。 (1) 年1回以上、及び工程の変更や新たなリスクが確認された場合、リスク評価の見直し (2) リスク評価の見直しに合わせ、必要に応じて対策とルールの見直し (3) 有効性を高めるために、責任者と作業者による共同での見直し

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準〔区分：畜産物〕

8 作業者及び入場者の衛生管理

36	健康状態の把握と対策	作業者・生産物の衛生管理のために、以下に取り組んでいる。 (1)健康状態に異常(下痢、おう吐、発熱、黄疸等の症状)のある作業者及び入場者を把握するための手順の文書化と実施 (2)上記(1)の症状のある者には、生産物に触れるエリアへ立入・従事を禁止、又は対策をした上で立入・従事の許可 (3)上記(1)の症状のある者への健康管理に関する十分な対応 (4)健康状態に異常がない他の作業者及び入場者への感染予防措置の実施
37	衛生管理のルール設定と周知	作業者・生産物の衛生管理のために、以下の項目について衛生管理に関する必要なルールを文書化し、作業者及び入場者に周知し、実施させている。 (1)作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着 (2)手洗いの手順、消毒、爪の手入れ (3)喫煙、飲食、痰や唾の処理及び咳やくしゃみ等の個人の行動 (4)トイレの利用 (5)生産物への接触 (6)身の回り品の取扱い
38	手洗い設備の整備	作業者が必要時に手洗い設備を利用でき、手洗いによる衛生を確保するために、以下に取り組んでいる。 (1)トイレ及び作業現場近くに、衛生的な水を使った手洗いが可能な手洗い設備の設置 (2)手洗い設備の衛生的な管理(清掃・メンテナンス) (3)手洗いに必要な洗剤・手拭・消毒等の備品の設置
39	トイレの整備	作業者が必要時にトイレを利用でき、トイレの汚れによる使用者及び環境への汚染防止のために、以下に取り組んでいる。 (1)作業現場近くに、作業者に対し十分な数のトイレの確保 (2)トイレの定期的な清掃 (3)トイレの衛生面に影響する破損の補修 (4)トイレの汚物・汚水の適切な処理
40	喫煙・飲食場所の制限	喫煙・飲食をする場所を特定し、生産物への影響や火災がないように対策を実施している。

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準 [区分：畜産物]

9 労働安全管理及び事故発生時の対応

41	労働安全の責任者の責務	a. 労働安全の責任者(チェック項目6)は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。 b. 労働安全の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) しずおかGAPチェック項目の理解、認証基準に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 労働安全に関する知識の向上 (3) 設備・機械の安全な使用方法の情報の入手及び理解 (4) 農場内に応急手当をできる者を配置し、その者が5年以内に応急手当の訓練を受けていることが証明できること
42	事故の防止	事故を防ぐために、労働安全の責任者は以下に取り組んでいる。 (1) 少なくとも①から⑦を含む年1回以上の労働安全に関するリスク評価の実施及び事故やけがを防止する対策の文書化 ① 家畜との接触を伴う作業 ② 機械設備(バーンクリーナーなど)の使用 ③ トラクター、農用運搬車の使用(乗用型の場合は、公道での走行、積み降ろし及び傾斜地や段差での使用、巻き込まれを含む) ④ 草刈機(刈払機)(斜面・法面での使用を含む) ⑤ 高所作業(脚立等の使用を含む) ⑥ 暑熱環境下の作業(熱中症対策) ⑦ 自分の農場及び同業者で発生した事故・けが・ヒヤリハットの情報 (2) 上記(1)で立てた対策の周知及び実施(新人の配置及び対策の変更時には必ず行うこと) (3) 施設及び作業内容に変更があった場合、リスク評価とその対策の見直し (4) 上記(1)のリスク評価と対策及び上記(3)の見直しは、有効性を高めるために作業者と共同での実施
43	危険な作業に従事する要件	危険を伴う作業(チェック項目42でリスク評価の対象になった作業)は安全を確保するために、以下を満たした作業者が担当している。 (1) 安全のための十分な教育・訓練を受けた者(チェック項目20) (2) 法令で要求されている場合には、労働安全に関する公的な資格又は講習等を修了している者(チェック項目21) (3) 酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者以外の者 (4) 作業内容に応じた心身機能や能力を有した者 (5) 安全を確保するための適切な服装・保護具を着用した者
44	事故発生時の対応	事故・火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるために、以下に取り組んでいる。 (1) 事故・火災の対応手順及び連絡網の文書化と作業者への周知 (2) 清潔な水及び救急箱の用意(救急箱の中身はチェック項目42でリスク評価した結果、必要と判断したもの)
45	設備・機械の安全な使用	事故防止のために、以下に取り組んでいる。 (1) 設備・機械の取扱説明書やメーカーの指導に従った使用 (2) 安全性を損なう改造の禁止 (3) 購入時には設備・機械の安全性の評価を行い、より安全に配慮した機種を選択 (4) シートベルトや安全フレームなど安全装置がある機械は安全装置を有効にした使用(着装等) (5) 作業機械を装着・牽引したトラクターの灯火器類設置等、法令に従った公道走行 (6) 設備・機械の使用前点検
46	労働災害に対する備え(強制加入)	労働災害に対する備えのために、法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場が強制加入の条件に相当する場合には、その保険に加入している。 ※労働者が常時5人以上いる個人事業者又は法人が対象。なお外国人技能実習生は2人から労災又はそれに類するものに加入しなければならない。

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準〔区分：畜産物〕

10 設備・機械等の管理

47	設備・機械等の管理	a. 生産物の汚染や事故を防ぐために、使用している設備・機械及び運搬車両について、以下に取り組んでいる。 (1) 使用している設備・機械(動力の付いた機械)及び運搬車両のリストの文書化 (2) リストへの設備・機械及び運搬車両に使用する電気、燃料等の記載 (3) 必要な点検・整備・清掃・洗浄・消毒の適期実施と記録(保守・点検作業が食品安全を損なってはならない) (4) 外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等の保管 (5) 家畜衛生、食品安全、労働安全及び盗難防止に配慮した保管 b. 購入や整備サービスは信頼できる業者を選んでおり、選定理由を説明できる。
48	掃除道具及び洗浄剤・消毒剤の管理	生産物への汚染を低減させるために、生産工程で使用する設備・機械、生産物保管容器の掃除道具及び洗浄剤や消毒剤について、以下に取り組んでいる。 (1) 食品安全及び家畜の健康に問題がなく、意図した用途に適していること (2) 使用後、所定の場所に衛生的に保管すること (3) 掃除道具は、その他の掃除道具と分けて使用し、保管すること (4) 掃除道具の劣化・損傷等を定期的に点検し、必要に応じて交換すること (5) 洗浄剤や消毒剤は、使用期限内又は有効期限内であること
49	毒物・劇物・農薬の管理	事故防止や生産物への汚染を防ぐために、動物用医薬品以外の毒物・劇物及び農薬がある場合、以下に取り組んでいる。 (1) 他のものと区分(農薬又は毒劇物であることを明確にし、取り違えを防ぐよう区分)し、施錠された場所への保管 (2) 毒物・劇物の場合は、毒物・劇物の識別表示

11 エネルギー等の管理、地球温暖化防止

50	燃料・オイル類の管理	火災・爆発の発生、流出による環境汚染を防ぐために、燃料・オイル類の保管・給油について、以下に取り組んでいる。 (1) 保管場所は火気厳禁とし、必要に応じて警告表示の設置 (2) 内容物に適した容器の使用 (3) 初期消火に有効な場所に使用期限内の消火器を設置 (4) 燃料もれ対策の実施 (5) 引火防止対策の実施(静電気対策、高温による吹き出し・気化防止)
51	省エネルギーの推進	温室効果ガス削減対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量の把握 (2) 施設、機械の省エネルギーのための計画の文書化及び実施

12 廃棄物の管理及び資源の有効利用

52	廃棄物の適正管理及び資源の有効利用	廃棄物の適正処理、温室効果ガス削減対策のために、生産工程で発生する廃棄物について、以下に取り組んでいる。 (1) 環境を汚染しない方法での保管 (2) 法令、行政の指導に則した処理方法の文書化及び実施 (3) 削減のための努力
53	整理・整頓・清掃の実施	農場内が整理・整頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。

13 周辺環境・生物多様性への配慮

54	周辺環境への配慮	周辺環境への配慮のために、以下に取り組んでいる。 (1) 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、虫害、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の影響の把握と対策の実施 (2) 農業用機械が公道に出る場合の十分な安全確認、公道での泥・土塊の落下防止
55	生物多様性への配慮	鳥獣被害対策を行う場合は、生物多様性に配慮している。

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準〔区分：畜産物〕

L 畜産専用項目

L1 家畜の飼養管理

56	飼養管理の責任者の責務	a. 飼養管理の責任者(チェック項目6)は、家畜衛生及びアニマルウェルフェアに関する業務を統括している。 b. 飼養管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1)しずおかGAPチェック項目の理解、認証基準に関する最新情報(改定等)の把握 (2)家畜衛生及びアニマルウェルフェアに関する知識の向上 (3)農場の作業者及び入場者(外部委託先を含む)への、家畜衛生・アニマルウェルフェアに関する周知
57	飼養衛生管理基準の遵守	家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のために、以下の内容を記録している。 (1)年1回以上、飼養衛生管理基準の実施状況の確認 (2)獣医師や家畜保健衛生所からの飼養衛生管理基準に基づく指導内容及び改善内容
58	家畜の健康に異状がある場合の対応	家畜の健康状態に異状を発見した際の対応手順を文書化し、作業者へ周知している。
59	アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養	家畜を快適な環境で飼養するために、以下に取り組んでいる。 (1)最新の「畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針」(農林水産省)(参考資料を含む)を理解し、これに基づく飼養環境の改善 (2)チェックリスト「畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針」に関する参考資料を用いた上記(1)の実施状況の年1回以上の確認と記録 (3)上記(2)で問題があった項目については、改善計画、改善に向けた取り組み及びその結果の記録
60	アニマルウェルフェアに配慮した安楽死の実施	獣医師の指示下で治療を行っても回復の見込みがないなどの理由により、安楽死を決定した場合、最新の「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」(農林水産省)を理解し、これに基づき実施している。
61	アニマルウェルフェアに配慮した輸送	家畜の輸送時に不要な苦痛・ストレスを与えないように、以下に取り組んでいる。 (1)最新の「家畜の輸送に関する技術的な指針」(農林水産省)(参考資料を含む)を理解し、これに基づく対応 (2)チェックリスト「家畜の輸送に関する技術的な指針」に関する参考資料を用いた上記(1)の実施状況の年1回以上の確認と記録 (3)上記(2)で問題があった項目については、改善計画、改善に向けた取り組み及びその結果の記録
62	放牧地の環境確認	放牧地の環境について、少なくとも以下に取り組んでいる。 (1)家畜の食用に適した植物が十分にあることの確認 (2)家畜の飲用に適した水を十分に飲める状態にあることの確認 (3)家畜にとって危険な地形ではないことの確認 (4)放牧地及びその周辺の家畜に危害を与える動植物の把握と必要な対策の実施

L2 家畜排せつ物の管理

63	家畜排せつ物処理の責任者の責務	a. 家畜排せつ物処理の責任者(チェック項目6)は、家畜排せつ物の堆肥化等による処理、堆肥の保管の業務を統括している。 b. 家畜排せつ物処理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1)しずおかGAPチェック項目の理解、認証基準に関する最新情報(改定等)の把握 (2)家畜排せつ物の堆肥化等に関する知識の向上
64	家畜排せつ物の適切な管理 ※飼養規模が、牛10頭未満、豚100頭未満、鶏2000羽未満の農場は、努力項目	家畜排せつ物を適切に管理し、周辺環境への排せつ物による汚染を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1)堆肥や固形状の家畜排せつ物は、雨風で土中や施設外に流出しないように、床を不浸透性材料※1にし、適切な覆い※2や側壁を設置して保管・管理すること (2)液状の家畜排せつ物は、不浸透性材料※1で作られた貯留槽で保管・管理すること (3)定期的な家畜排せつ物の管理施設を点検し、施設や設備が破損しているときは早急に修理すること (4)年間に発生する家畜排せつ物の量を把握し、記録すること ※1 不浸透性材料:コンクリートや防水シート等汚水が浸透しないもの ※2 適切な覆い:屋根の設置や防水シートなどで覆うこと

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準 [区分：畜産物]

L3 動物用医薬品の管理

65	動物用医薬品管理の責任者の責務	a. 動物用医薬品管理の責任者(チェック項目6)は、動物用医薬品の取扱い・管理の業務を統括している。 b. 動物用医薬品管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) しずおかGAPチェック項目の理解、認証基準に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 動物用医薬品に関する知識の向上 (3) 動物用医薬品の適切な使用及び管理
66	動物用医薬品の適正使用	獣医師の指示・処方の下で動物用医薬品を使用しており、以下を記録している。 ※家畜に使用する毒薬・劇薬、要指示医薬品(医薬品医療機器等法 第49条)および休薬期間が定められた動物用医薬品が対象 (1) 使用した動物用医薬品の名称と使用日又は使用期間 (2) 指示・処方を行った獣医師の氏名及びその内容 (3) 対象の個体/群
67	抗菌性物質の使用低減	薬剤耐性対策のために、効果的なワクチンプログラムや衛生管理の徹底により感染症の発生予防に努め、獣医師の指導の下に抗菌性物質の使用低減に取り組んでいる。
68	第二次選択薬の慎重使用	薬剤耐性対策のために、農林水産省が第二次選択薬と位置付けた抗菌性物質は、獣医師の指示に基づき第一次選択薬が無効な症例に限り使用している。
69	動物用医薬品の適切な管理	動物用医薬品本来の薬効の確保や、誤使用を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 容器・包装の表示や添付文書の記載どおりに保管すること (2) 有効期間、使用期限を定期的に確認すること (3) 期限切れの医薬品は区別して管理すること (4) 動物用医薬品の在庫管理を実施し、記録すること (5) 劇毒薬は、識別表示のうえ他のものと区分し、施錠された場所へ保管すること
70	動物用医薬品の残留防止対策	畜産物や食肉に動物用医薬品が残留することを防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 休薬期間中の家畜の識別 (2) 出荷選定時に休薬期間中ではないことの確認 ※休薬期間には、使用禁止期間、出荷制限期間、ワクチンの使用制限期間が含まれる。
71	休薬期間情報の伝達	畜産物や食肉に動物用医薬品が残留することを防ぐために、休薬期間中の家畜を他農場に出荷する場合は、書面により休薬期間やワクチン接種の情報を伝達している。
72	注射針の残留防止対策	食肉への注射針残留を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 注射針の使用記録と在庫管理の記録により、注射針残留(可能性を含む)に気づく仕組みがあること (2) 注射針が残留した(可能性を含む)家畜の識別と記録 (3) 家畜の出荷選定時に、注射針残留(可能性を含む)の有無の確認 (4) 注射針が残留した(可能性を含む)家畜を出荷する場合、出荷先への情報伝達の仕組みがあること

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準〔区分：畜産物〕

L4 水の管理

73	家畜の飲用水	家畜の飲用に適した水を給与するために、以下に取り組んでいる。 (1) 給与する水の水源や貯水場所の把握 (2) 水道水以外を使用する場合は、年1回以上リスク評価をし、必要に応じて水質検査や消毒などの適切な対策を実施し、その結果を記録すること
74	畜産物に使用する水の安全性	畜産物の食品安全のために、以下に取り組んでいる。 (1) 畜産物に直接触れる水又は触れる箇所の洗浄水の水源や貯水場所の把握 (2) 上記(1)で水道水以外を使用している場合は、年1回以上リスク評価をし、水が畜産物の汚染源とならないように必要な対策を実施し、その結果を記録すること
75	生産工程で利用した水の適切な処理・排水	排水による環境汚染を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 生産工程で利用した水は、環境を汚染しない方法で、適切に処理・排水すること (2) 地域に適用される法令がある場合は、遵守すること

L5 精液・受精卵・導入家畜の管理

76	精液・受精卵・家畜の導入記録の保管	リスク評価やトレーサビリティ確保のため、精液・受精卵・家畜を導入した場合、少なくとも以下が記載された導入記録(納品書・伝票・証明書など)を保管している。 (1) 導入元 (2) 品名 (3) 品種 (4) 数量
77	交配・出産の記録管理 ※鶏を除く	トレーサビリティ確保のために、以下に取り組んでいる。 (1) 適切な精液等の保管管理 (2) 交配時の系統を明確にし、交配以降の個体又は群を識別する対策をすること (3) 交配、出産の記録

L6 飼料の管理

78	飼料管理の責任者の責務	a. 飼料管理の責任者(チェック項目6)は、飼料の選択・設計・調達・保管及び自給飼料生産の業務を統括している。 b. 飼料管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) しずおかGAPチェック項目の理解、認証基準に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 家畜栄養に関する知識の向上
79	飼料の安全確認	家畜に安全な飼料を給与するために、以下に取り組んでいる。 (1) 飼料安全法に基づき都道府県へ届出を行っている供給業者から、飼料を調達すること (2) 上記(1)の飼料の受入記録から、少なくとも調達先、飼料の名称、調達量、調達年月日、飼料添加物の成分規格が確認できること (3) 上記(1)に該当しない飼料については、原材料(自給飼料を含む)の由来、栽培・製造工程における管理方法又は検査結果を把握し、家畜衛生及び食品安全に危害が及ばないことを確認すること (4) 飼料の給与時に、飼料に異常がないことを確認すること
80	飼料の適切な保管	品質の劣化や病原微生物による汚染、抗菌性物質の意図しない混入を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 定期的に品質の劣化、カビの発生の有無の点検 (2) 飼料保管庫に野生動物が侵入しない、又は、排せつ物が混入しない対策 (3) 抗菌性物質無添加の飼料に、抗菌性物質を添加した飼料が混入しない対策
81	食品残さ等の安全確保	食品残さ等を利用して製造された飼料は、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき、安全確保に取り組んでいる。

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準〔区分：畜産物〕

L7 敷料の管理

82	敷料の安全確認	家畜に安全な敷料を使用するために、以下に取り組んでいる。 (1) 敷料の産地、原材料などから安全性の確認 (2) 外観、色及び品質の確認 (3) 異物の混入がないことの確認 (4) カビの発生がないことの確認
83	敷料の交換	家畜の健康と快適性のために、家畜の排せつ物による汚染状況に応じて、適宜、敷料を交換している。

L8 識別管理

84	識別管理	家畜を、個体もしくは群/畜舎で識別管理している。 ※牛は、個体識別番号により個体を識別管理すること。
85	最低継続飼養期間 ※生乳・鶏卵を除く	a. 最低継続飼養期間(21日間)を保証するため、導入した日の翌日から起算して21日間以上継続して飼養したことを記録している。 b. 事故・病気によりやむを得ず21日間経過せずに出荷した場合は、認証されていない家畜として出荷している。 ※ 導入元の農場がJGAP認証農場の場合、導入元での飼養期間と合算できる。

M 生乳専用項目

86	生乳処理施設の衛生管理	生乳への汚染を防止するために、以下に取り組んでいる。 (1) 生乳処理施設は整理・清掃されていて、水はけが良い状態を維持すること (2) 生乳処理施設への動物(鳥、ネコ、ネズミなど)の侵入防止対策 (3) ネズミなどの有害生物を駆除する場合は、生乳に薬剤の影響が及ばない方法で実施すること
87	搾乳装置・バルククーラーの洗浄と定期点検	搾乳装置(搾乳器具、搾乳ロボットを含む)・バルククーラーについて、以下に取り組んでいる。 (1) 取扱説明書やメーカーの指示に従った洗浄・殺菌 (2) 取扱説明書やメーカーの指示に従った定期的な点検・整備の実施と記録
88	バルククーラーの温度管理	生乳の温度を適切に管理するために、以下に取り組んでいる。 (1) バルククーラー内の乳温が農場で定めた温度であることを、1日に2回以上確認し、記録すること (2) 上記(1)の温度は、取引先との取り決めがない場合は、4℃±1℃とすること (3) 異常値が認められた場合の対応手順を文書化すること (4) バルククーラーの温度表示、温度計を定期的に点検し、精度に問題ないことを確認した記録があること
89	搾乳作業時の衛生対策	人から生乳への汚染を防止するために、搾乳作業時は、以下に取り組んでいる。 (1) 搾乳作業前後に、手指の洗浄や消毒を実施すること (2) 手指に傷がある場合、傷口を覆い手袋を着用するなど、生乳を汚染しない対策を実施すること
90	不適合品の対応	以下に該当する生乳を出荷しないために、対応手順を文書化し、作業者に周知している。 (1) 休薬期間中 (2) 分娩後5日以内 (3) 乳房炎 (4) 血乳 (5) 前搾りで異常が見られた場合など食品として不適合な乳

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準〔区分：畜産物〕

E 鶏卵専用項目

91	鶏卵保管場所の衛生管理	鶏卵への汚染を防止するために、鶏卵を保管する場所がある場合は、以下に取り組んでいる。 (1) 鶏卵保管場所の整理・清掃 (2) 鶏卵保管場所への動物(鳥、ネコ、ネズミなど)の侵入防止対策 (3) ネズミなどの有害生物を駆除する場合は、鶏卵に薬剤の影響が及ばない方法で実施すること
92	集卵作業時の衛生対策	作業員から鶏卵への汚染を防止するために、手作業で集卵する場合は、集卵前後に手指の消毒を行うか、使い捨ての手袋を使用している。
93	不適合品の対応	食品として不適合な卵(ヒビ、破損、腐敗、カビの発生、重度の汚れなどが見られる卵)の出荷防止や他の卵への汚染を防止するために、食品として不適合な卵を発見した場合の対応手順を文書化し、作業員に周知している。

F 自給飼料専用項目

F1 草地等の立地に関する管理

94	新規草地等の適性判断	a. 新規草地等の使用を判断する際に、以下の内容を検討している。 (1) 土、水など自給飼料に対する土地の安全性 (2) 労働安全 (3) 汚染物質の流入や農薬のドリフト被害など、周辺環境の影響 (4) 自然保護地域の開発規制 b. 上記a.の検討の結果を記録している。
95	新規草地等の問題改善と記録	チェック項目95の検討の結果、問題があり改善を行った場合は、改善の内容とその結果を記録している。
96	草地等の周辺状況の確認	a. 草地等は、周辺からの汚染物質による影響がない場所に立地している。 b. 汚染物質・有毒植物による影響が考えられる場合には対策をし、結果を記録している。
97	ドリフト被害の防止対策	ドリフト対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 自農場の草地等を含む周辺で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識すること (2) 周辺の生産者とコミュニケーションをとることなどにより、周辺地からのドリフト対策を行うこと

F2 種苗の管理

98	飼料作物種苗の調達と記録	種苗の安全性を確認するために、以下に取り組んでいる。 (1) 種苗を購入した場合、①から④の情報を含む証明書等の保管又は記録 ① 品種名 ② 生産地 ③ 販売者 ④ 使用農薬の成分と使用回数(種子消毒に使用した農薬すべて) (2) 自家増殖の場合、採取した種苗の草地等の記録 (3) 行政による検疫対象の種苗の場合、検査に合格していることの確認
99	播種記録	播種について、以下を記録している。 (1) 種苗の名称・播種及び定植の方法(機械の特定を含む) (2) 播種・定植日 (3) 草地等の名称 (4) 播種量又は播種密度(苗の場合、栽植密度)

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準 [区分：畜産物]

F3 農薬・肥料等の管理

100	農薬の適切な使用	飼料作物への農薬残留や作業者への健康被害を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 使用予定の農薬が、国が認めた農薬であることの確認 (2) 農薬容器等の表示内容に従った農薬の使用 (3) 農薬使用前の防除器具の十分な点検(残液がないか等)、使用後の十分な洗浄 (4) 農薬使用時は、容器等の表示内容に従った適切な保護具の着用
101	農薬の適切な保管	農薬の保管について、以下に取り組んでいる。 (1) 施錠した農薬保管庫での保管 (2) 立ち入り可能な農薬保管庫の場合、通気性の確保 (3) 毒物・劇物は、それらを警告する表示をして、他の農薬と明確に区分した保管 (4) 購入時の容器のままでの保管 (5) 使用禁止農薬、登録失効農薬、最終有効年月を過ぎた農薬は、区分して管理 (6) 使いかけの農薬は封をして保管 (7) 転倒、落下、流出防止対策 (8) 農薬もれに備えて、こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具の用意 (9) 農薬が生産物や他の資材に付着しない対策
102	肥料等の安全性	使用する肥料等の安全性の確保、土壌・飼料作物の汚染防止のために、以下に取り組んでいる。 (1) 肥料等に含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことの確認 (2) 普通肥料以外の肥料等は、原材料(採取地等の由来含む)、製造工程又は検査結果を把握することにより、飼料に危害を及ぼす要因がないことの確認 (3) 堆肥は、適切な発酵期間、発酵温度の維持による雑草種子・病原微生物の殺滅対策の実施
103	肥料等の適切な保管	肥料等の品質劣化、火災を防ぐために、袋詰めの肥料等の保管場所は、以下を満たしている。 (1) 覆いがあり、肥料等が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないこと (2) きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料等がないこと (3) 発熱・発火・爆発の恐れがある肥料等(硝酸アンモニウム、硝酸カリ、硝酸カルシウム、硫黄粉末、生石灰)を保管している場合は、肥料等の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管すること

F4 環境保全を主とする取り組み

104	農薬による環境負荷の低減対策	a. 農薬の使用を増やさないために、病害虫発生予察情報の活用や周辺のコマメな草刈りなどを実施している。 b. 自分の隣接圃場を含む周辺地への農薬のドリフトを防ぐ対策をしている。 c. 地下水・河川等の水系へ農薬・農薬残液・洗浄水の流出を防ぐ対策をしている。
105	肥料等による環境負荷の低減対策	過剰な施肥による地下水汚染を防ぐために、必要に応じて土壌診断を行い、肥料等の適正な施用や、都道府県の施肥基準等に即した施肥を実施している。
106	外来種の適切な管理	外来種の種子を使用する場合、種子が圃場以外に飛散して雑草化するなど、周辺環境に影響を与えないように取り組んでいる。

しずおか農林水産物GAP認証制度
認証基準 [区分：畜産物]

F5 飼料生産工程の情報管理

107	農薬の使用記録	農薬の適正使用を確認するために、農薬の使用について、以下を記録している。 (1) 使用日 (2) 使用場所 (3) 対象飼料作物名 (4) 使用した農薬の名称 (5) 希釈倍数が指定されている場合は、希釈倍数と散布液量 (6) 使用量が指定されている場合は、10a当たりの使用量
108	肥料等の使用記録	肥料等の適正使用を確認するために、肥料等の使用について、以下を記録している。 (1) 使用日 (2) 使用場所 (3) 使用した肥料等の名称 (4) 使用量
109	飼料添加物の使用記録	飼料添加物の適正使用を確認するために、サイレージなどの製造で使用了添加物について、以下のことを記録している。 (1) 使用日 (2) 使用対象物 (3) 使用した添加物の名称 (4) 使用量